

◎新潟県告示第752号

港湾法（昭和25年法律第218号）第51条の2第1項の規定による港湾環境整備計画の認定を行うにあたり、港湾法施行規則（昭和26年運輸省第98号）第15条の22の規定により、計画の概要を縦覧に供する。

令和7年7月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 計画の区域
新潟市中央区万代3丁目2526番22（地番の全部）、2526番6（地番の一部）
面積：全体7,560.23㎡ うち事業対象5,381.23㎡
- 2 縦覧場所
新潟県交通政策局港湾振興課
- 3 縦覧期間
令和7年7月25日から令和7年8月7日まで
- 4 縦覧時間
閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 意見書の提出方法
縦覧内容に意見のある者は、意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 6 意見書を提出できる者
利害関係人
- 7 意見書の提出期限
令和7年8月7日（必着のこと。）